## 令和4年6月定例会 公社事業対策特別委員会の概要

日時 令和4年7月 5日(火) 開会 午前10時

閉会 午前11時42分

場所 第9委員会室

出席委員 新井一徳委員長

内沼博史委員長

松井弘委員、飯塚俊彦委員、須賀敬史委員、 高橋政雄委員、小島信昭委員、

八子朋弘委員、塩野正行委員、木村勇夫委員、秋山文和委員、

浅野目義英委員

## 説明者

[企画財政部]

西村朗政策・財務局長、山口達也行政・デジタル改革課長 [産業労働部]

野尻一敏副部長、島田徹商業・サービス産業支援課副課長、

前田雄一産業支援課副課長、高野仁志先端産業課副課長、

塚原高志企業立地課副課長、清水健太郎雇用労働課副課長、

磯崎秀夫産業労働部主幹、北村武産業労働政策課主幹

[都市整備部]

村田暁俊部長、堀井徹副部長、関根昌己副部長、鈴木水弘公園スタジアム課長、中村克住宅課長、

### [公益財団法人埼玉県産業振興公社]

神田文男理事長、田中健専務理事、由井秀明総務企画部長、

荒井薫創業・取引支援部長、高野正規経営支援部長、檜山清新産業振興部長 「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」

江副弘隆理事長、安藤宏副理事長、松尾雅章常務理事、神藤徳宏総務部長、 関口恵介経営企画部長、細田隆技術部長

「埼玉県住宅供給公社」

石川幸彦理事長、柳沢孝之副理事長、知久裕之常務理事、大澤由武常務理事、 松塚研一事務局長、高頭秀和公営住宅部長、中村宗彦管理事業部長、 高野正弘技術部副部長

### 会議に付した事件

- 1 県の公社指導について
- 2 公社における改革の取組について 公益財団法人埼玉県産業振興公社 公益財団法人埼玉県公園緑地協会 埼玉県住宅供給公社

### 松井委員

- 1 資料1の「4 指定出資法人の全体の状況」について、県財政支出が令和4年度に約 9,000万円減少したとあるが、今後も減少していく見込みか。
- 2 県派遣役職員数も減少しているが、財政支出と同様に減少していく見込みか。
- 3 資料2-2の「2(1)経営目標」の「ア 中小企業の経営基盤の強靭化」について、 企業のニーズをどのように把握しているのか。
- 4 資料2-2の「3 実施方策」の「(1)中小企業の経営基盤の強靭化」の中で、円滑 な事業承継のための支援に取り組んでいるとあるが、支援の内容について具体的に伺う。
- 5 中小企業のデジタル化の促進について、どのような支援を行っているのか。

## 行政・デジタル改革課長

- 1 指定管理料に一部減額があったため、令和4年度は令和3年度から約9,000万円 の減少となっている。県の施策を効率的に実施することが重要と考えており、支出の削 減や増加ありきではなく、その必要性を毎年度の予算の中で精査していく。
- 2 県職員の経験や知見が必要な場合に派遣を行っている。基本的な考え方としては法人の自主性、自立性を尊重するために、県からの派遣職員は必要最小限としているが、必要性を踏まえて適切に定数管理していく。

# (公財) 埼玉県産業振興公社理事長

- 3 県内企業からの要望がないような状態でも、話を聞くと要望が出てくることがあるため、プッシュ型の相談を実施している。また、よろず支援拠点が27拠点あり、出張相談という形で県内に出向いて相談を実施している。公社としても経済団体の集まり等に極力参加するなどし、ニーズの把握に努めている。
- 4 県内の商工会、商工会議所、金融機関等が集まった埼玉県事業承継ネットワークに公 社も加入しており、その中で支援を行っている。また、事業承継専門のアドバイザーを 配置し、事業者からの相談に対応している。
- 5 業者の業態によってデジタル化の二一ズは様々なものがある。製造業については省力化の観点からAI、IoTを取り入れたいという二一ズがある。これらを導入したことによる成功事例を県内企業に共有するとともに、AI、IoTの研修をSAITEC(サイテック)と共同で実施している。商業・サービス産業については、ホームページ作成やキャッシュレス決済の導入が難しいという声があるため、アドバイザーによる伴走支援を実施している。

#### 飯塚委員

- 1 有料公園施設利用者数について、順調に推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少し、令和3年度は少し回復したという状況であると思うが、令和4年度の利用者数の見込みはどうか。
- 2 公園緑地協会が県内の特色ある公園や動物園、水族館を管理している中で、動物園ではクオッカ等珍しい動物の展示などを行っていると承知しているが、他の施設では、何か利用者の満足度の向上や集客力強化のための工夫や取組を行っているのか。
- 3 利用者の安全・安心について、主な取組として自然災害や疫病等への体制強化とある

- が、施設利用の際に講じている対策は何があるのか。
- 4 住宅供給公社の高齢者世帯へのきめ細かいサービスの提供について、電話で安否確認 を行っているとのことだが、そのほかに単身高齢者に対しての見守りや、自治会と連携 して行っている取組等は何かあるのか。
- 5 県営住宅の家賃収納率が非常に高い水準で推移しているが、どのような取組が功を奏 しているのか。
- 6 入居されている方の経済状況や国籍など様々な事情があると思うが、今後の県営住宅 の在り方について方針を伺う。

## (公財) 埼玉県公園緑地協会理事長

- 1 コロナ禍前の施設利用者数は年間約700万人であった。令和3年度は、コロナ禍前の約6割まで利用者数が回復した。令和4年度は約8割まで、すなわち年間約560万人程度まで回復する見込みである。令和4年度は3年ぶりにプールも開催できる予定であり、県が定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿いながら利用者数を回復させるよう努める。
- 2 利用者の要望や満足度については、アンケート調査や御意見箱の設置等によって把握してきた。コロナ禍前は新しい施設を作ってほしい等の要望が多かったが、コロナ禍後は安心して普通に公園を楽しめるようにしてほしい、利用者にマナーを守らせてほしい等の要望が中心となっている。新しい生活様式も踏まえ、利用者の安全を確保して満足度の向上を図りたい。各施設別の取組を紹介すると、動物園ではクオッカの導入により来園者数が増えており、外国人観光客の来日が本格化すれば近隣諸国からの観光客も見込めると考えている。また、新設したキリンテラスや新しい動物の展示も人気である。水族館については、来場しなくても楽しめるバーチャル水族館をホームページで公開したり、動物園のカワウソを一部水族館に移したりするなどしている。
- 3 利用者の安全・安心についての意識は非常に高まっており、公園緑地協会としては三つの観点から考えている。一つ目は事故防止である。遊具の不備により事故が起き、利用者がけがをしたという事例があるため、日常の管理を徹底して事故防止に努めている。二つ目は新型コロナウイルス感染症対策である。夏期は熱中症等他のリスクとのバランスをしっかり取って実施していきたい。三つ目は自然災害への対応である。台風や地震等が公園利用時に発生したとき、利用者が安全を確保した上で避難できるよう安全対策を考えていく必要がある。これらの点に留意して利用者の安心・安全対策に努めていく。

#### 埼玉県住宅供給公社常務理事

- 4 令和3年度は、安否確認を希望する単身高齢者947人に電話により安否確認を行った。また、猛暑日にも同様に電話による安否確認を行った。令和元年度からは70歳以上の希望者にオン・オフを感知して通信する機能を備えたトイレ用の電球を希望者に配布する等、IoTを活用した見守りを行っており、利用者からは高い評価をいただいている。令和4年度も同じように取り組んでいく。自治会等と連携した見守りの取組としては、牛乳販売店、新聞販売店、自治会などに見守りの登録をしてもらい、異変があった場合に公社に通報する見守りサポーター制度を実施している。自治会としては261 団体が登録しており、令和3年度に寄せられた通報の中には生存につながるものもあった。
- 5 本県の令和3年度の家賃収納率は99.58%で、令和2年度の全国平均の94.6% と比較しても高い収納率である。滞納月数1か月から2か月の早期の段階から、滞納者

への督促通知や電話連絡を行っている。3か月から5か月の滞納者には戸別訪問や連帯 保証人への連絡も行っている。これよりも長期の滞納者にはこれらに加えて法的措置も 検討する。これらの地道な取組により高い収納率を維持している。

#### 住宅課長

6 県営住宅入居者のうち外国人世帯の方は6%弱であり、これは県内平均よりも高い。 近年では障害者等住宅確保に配慮が必要な方も増えている。また、単身高齢者も増える 見込みである。住宅を取り巻く環境は地域によっても大きく変わっていくと認識してお り、今後の公営住宅のニーズや世帯構成の変化を丁寧に分析し、今後の再編整備を検討 していく。

## 塩野委員

- 1 参考資料2-4「委託契約の状況」について、産業振興公社の契約はほぼ随意契約となっており、理由にプロポーザル方式で委託先を選定したためとあるが、この方式による契約はどのような内容の契約なのか、詳しく説明願う。
- 2 原油や原材料の価格が高騰しているが、公社としてどのような対策を行っているか。

## (公財) 埼玉県産業振興公社理事長

- 1 価格のみでは決定できない事項についてプロポーザル方式で契約を行っている。例えば、オンラインビジネスアリーナという大型商談会をオンラインで実施したが、価格だけでなく内容も重要であるため、プロポーザルを受け、最も良いところと契約した。
- 2 原油価格高騰に関する特別の相談窓口をよろず支援拠点に設けており、活用できる支援策の案内等を行っている。中小企業からは、原油価格高騰・原材料価格高騰は以前からあるが、ウクライナ情勢が悪化してからは物自体、入ってこなくなったということと、それに伴うと思われる電気料金の上昇という悩みの声を多く聞いている。

#### (公財) 埼玉県産業振興公社新産業振興部長

1 例えば、研修事業であれば企業の状況に応じた研修内容を決める必要があるため、複数の事業者に研修内容を提案してもらい、それらを審査して、より適切な研修ができると思われる事業者を選定したということである。

#### 塩野委員

- 1 プロポーザル方式でも入札によることは可能ではないのか。
- 2 原油、原材料高に加えて電気料金等も上昇しているとの答弁があった。産業振興公社 として、今後何らかの取組をしようと考えているのか。

#### (公財)埼玉県産業振興公社総務企画部長

1 財務規定上では、予定価格が100万円未満のものと契約の内容が指名競争入札に適しないものは随意契約できるとされている。価格競争のみでは目的を達成できない契約を行う際にはプロポーザル方式での契約を行っており、適正な事業者の選定に努めている。

### (公財) 埼玉県産業振興公社理事長

2 原油・原材料等の価格の高騰で、企業の仕入れ価格が上がっている状況になっている。

大企業は価格転嫁が割とできているとの報道もあるが、中小企業は価格転嫁がなかなか難しいとの声を聞いている。そのような中で、パートナーシップ構築宣言や国からの要請をホームページに掲載している。発注側と受注側双方が困っているという状況であるので、支援策を積極的に考えて御案内していきたい。

## 塩野委員

財務規定上は競争入札も行うとなっているにもかかわらず、参考資料に記載されている ものは1件の指名競争入札を除き全て随意契約である。産業振興公社では主に随意契約を 行っていくという方針のように見受けられてしまうが、契約の方法について再度説明願う。

### (公財)埼玉県産業振興公社総務企画部長

価格競争のみでは目的を達成できない契約のみ随意契約を行っており、通常の契約では 入札等も行っている。

## 塩野委員

通常は入札等も行っているが、参考資料に記載しているのは随意契約のみということなのか。業者選定について、しっかりとした方針を持って行うことが重要であると考える。 競争入札による契約はどのようなものがあるのか。

## (公財) 埼玉県産業振興公社総務企画部長

委託契約についてはプロポーザル方式での随意契約が多いということである。随意契約 が基本だということではない。

#### 秋山委員

- R C 造の場合、県営住宅の耐用年限は何年か。
- 2 耐震基準を満たしていない県営住宅はあるか。
- 3 県営住宅の建築費には国の補助金も含まれていると思うが、築何年後であれば国へ補助金を返還することなく建て替えられるようになるのか。
- 4 耐用年限前に建替えに着手した例はこれまでにあるのか。
- 5 住民の高齢化と住宅の老朽化が同時に進行しているが、住宅供給公社としては長い間 使える住宅を供給することが役割の一つであると考える。建物の長寿命化について、ど のように進めているのか。
- 6 5階建てでエレベーターのないような集合住宅もあり、こういった住宅は住むには不 便である。公社として、このような建物についてどのような対策を講じているのか。

#### 住宅課長

- 1 公営住宅法等に構造種別ごとに規定があり、RC造の場合70年である。
- 2 県営住宅約28.000戸は全て耐震基準を満たしている。
- 3 除却すべき公営住宅の大部分が耐用年限の2分の1を超えていることが要件となっている。例えばRC造の場合、耐用年数70年の半分である35年が経過すれば補助金の返還なしで建替え可能となる。
- 4 耐用年限前に建て替えている事例もある。令和4年度当初予算に計上した川口飯塚町 住宅の建替えについては、耐用年限前の建替えとなる。
- 5 建物については、可能な限り長く使いたいと考えている。個々の建物の劣化状況を見

極めながら適切な修繕を行い、できるだけ長く使用していきたい。

## 埼玉県住宅供給公社副理事長

- 5 県営住宅については、日頃の点検が重要になり、適切な修繕を行っている。
- 6 エレベーターのない県営住宅については、高齢者世帯には低層階への住替えなどで対応している。過去に公社が分譲したマンションに関しては、計画修繕の実施などで適切に対応している。

## 秋山委員

- 1 税金を使って建て替える以上、耐用年限前に建て替えることについては、合理的な判断がなければならないと考える。答弁で例示された川口飯塚町住宅は、築何年で、耐用年限まであと何年だったのか。
- 2 過去、県営住宅に後付けでエレベーターを設置した例があった。現在はエレベーター の後付けは行っていないようだが、何か理由があるのか。

### 住宅課長

- 1 川口飯塚住宅については、築69年を目途に除却する予定である。
- 2 後付けエレベーターの設置については平成24年度から6団地7棟で実施したが、どの住居でも半階分階段で降りる動線にならざるを得ず、完全バリアフリー化はできなかった。入居者の方からは一定の評価をいただいたが、費用対効果の観点から、平成28年度で事業を停止した。

## 秋山委員

横廊下を付けるなど、費用をかければ完全バリアフリー化も可能であったように思える。 今後、様々な手法やコストを考えながら取り組んでいく必要があると考えるがいかがか。

#### 住宅課長

後付けエレベーターの設置については、入居者の方はその建物に入居されたまま工事を 実施した。建築基準法の避難規定もあり、階段を撤去する工事等までは行うことができな かった。今後は、現存する県営住宅を最大限活用するため、様々な方法を考えたい。